厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

資料提供
滋賀労働局発表 令和３年９月１日

担当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室
	賃金室長　綿貫　晶雄 室長補佐　神崎　秀樹 （電話）077－522－6654

滋賀県最低賃金の改正決定について

滋賀県最低賃金が改正されます。

令和３年10月１日から時間額８９６円になります。

滋賀労働局長（待鳥　浩二）は、令和３年８月４日に滋賀地方最低賃金審議会（会長　平井　建志）から滋賀県最低賃金の改正決定についての答申を受け、滋賀県最低賃金を現行の時間額８６８円を２８円引上げて８９６円とする改正決定を行い、本日（９月１日）、官報に公示しました。効力発生の日は、令和３年10月１日となります。

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

●事業場内の最低賃金額を20円以上引き上げ、設備投資など(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)を行った場合に、その費用の一部を助成する制度などがあります。

詳細は、滋賀労働局雇用環境・均等室（077-523-1190）まで。

【参考】

1　滋賀県最低賃金額の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	813円	839円	866円	868円	896円
引　上　額	25円	26円	27円	2円	28円
引　上　率	3.17%	3.20%	3.22%	0.23%	3.23%

2　最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金には、産業にかかわりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の２種類があります。

3　最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第9条　賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2　地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。

3　前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

4　地域別最低賃金の決定の仕組み

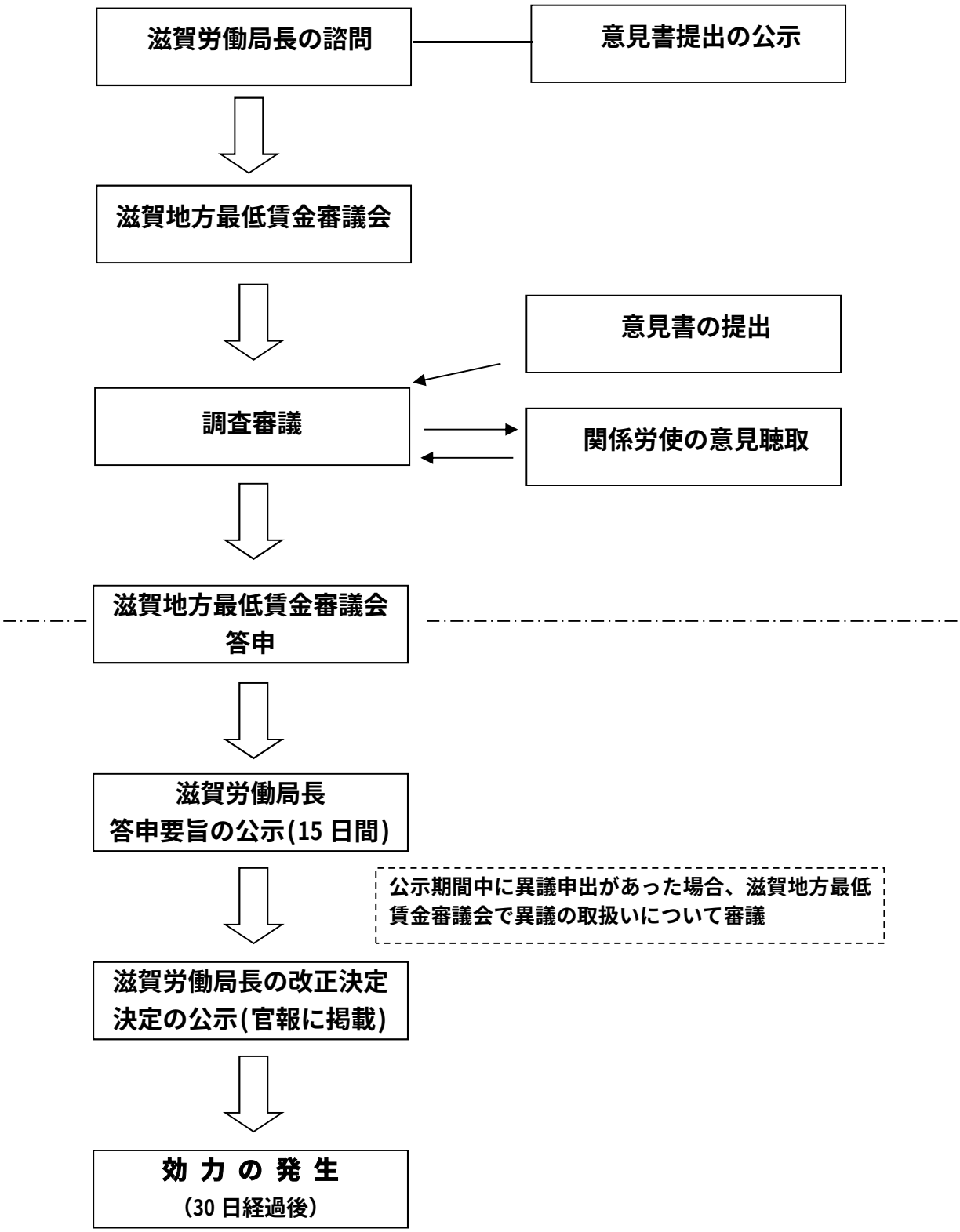

滋賀県最低賃金改正状況一覧（年度別推移）

区分 年度別	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	発 効 日	備 考
平成14年度	651	0	0.00	―	改正なし
平成15年度	651	0	0.00	―	改正なし
平成16年度	652	1	0.15	H16.10.1	
平成17年度	657	5	0.77	H17.10.1	
平成18年度	662	5	0.76	H18.10.1	
平成19年度	677	15	2.27	H19.10.25	
平成20年度	691	14	2.07	H20.10.18	
平成21年度	693	2	0.29	H21.10.1	
平成22年度	706	13	1.88	H22.10.21	
平成23年度	709	3	0.42	H23.10.20	
平成24年度	716	7	0.99	H24.10.6	
平成25年度	730	14	1.96	H25.10.25	
平成26年度	746	16	2.19	H26.10.9	
平成27年度	764	18	2.41	H27.10.8	
平成28年度	788	24	3.14	H28.10.6	
平成29年度	813	25	3.17	H29.10.5	
平成30年度	839	26	3.20	H30.10.1	
令和元年度	866	27	3.22	R1.10.3	
令和2年度	868	2	0.23	R2.10.1	
令和３年度	896	28	3.23	R3.10.1	

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！ 業務改善助成金 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和４年１月３１日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	１人	２０万円	以下の２つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 ４／５ 生産性要件を満たした場合は ９／１０(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 ３／４ 生産性要件を満たした場合は ４／５(※2)
		２～３人	３０万円		
		４～６人	５０万円		
		７人以上	７０万円		
		10人以上(※1)	８０万円		
30円コース	30円以上	１人	３０万円		
		２～３人	５０万円		
		４～６人	７０万円		
		７人以上	１００万円		
		10人以上(※1)	１２０万円		
（新設）45円コース	45円以上	１人	４５万円		
		２～３人	７０万円		
		４～６人	１００万円		
		７人以上	１５０万円		
		10人以上(※1)	１８０万円		
60円コース	60円以上	１人	６０万円		
		２～３人	９０万円		
		４～６人	１５０万円		
		７人以上	２３０万円		
		10人以上(※1)	３００万円		
90円コース	90円以上	１人	９０万円		
		２～３人	１５０万円		
		４～６人	２７０万円		
		７人以上	４５０万円		
		10人以上(※1)	６００万円		

（※１）10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

（※２）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者１人当たりの付加価値を指します。
助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その３年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
  ※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は令和４年３月３１日です。

お問い合わせ先

- **「業務改善助成金コールセンター」**を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15　【電話番号】０３－６３８８－６１５５

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

→ 審査 →

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

→

労働局に事業実施結果を報告

→ 審査 →

支給

働き方改革推進支援資金

- 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
  詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～・業務改善助成金の活用事例・～

業務改善 事例1　業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

企業概要

【所在地】三重県　【従業員数】26人　【事業内容】建築物清掃業

【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、**助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。**

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容

業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2　テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

企業概要

【所在地】福岡県　【従業員数】9人　【事業内容】飲食業

【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、**助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。**

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ　インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

厚生労働省

（R3.8.10）